真宗佛光寺派第十九代門主随庸上人の和歌

第一部

随庸上人略伝

御三代短冊 御製和歌

随庸上人和歌集

能登瀬村善性寺什物

Ŧi.

第二部

御三代短冊

随庸上人和歌集

能登瀬村善性寺什物

はじめに

安三年〈一六五〇〉刊)などにこうした伝承が見られる②。 谷派の長福寺慶秀の著とされる(二『本願寺聖人親鸞伝絵私記』 古浄瑠璃『しんらん記』(寛永〈一六二四~一六四四〉頃刊)、大 になっていた。たとえばこの頃の刊行物のうち、早い例としては にも認められた詠歌の達人であるという伝承が広く流布するよう 四百回忌(寛文元年・一六六一)の前あたりから、親鸞が時の帝 こともなかったとするのが現在の定説である。ところが、親鸞の 浄土真宗の宗祖親鸞は和歌の意義を認めず、また自ら詠作する

> 思われはじめたのがこの時期ではないかと、私は推測している。 うより、 とが疑問や不審、違和感を覚えるべきことではなくなった、とい らない機会が次第にふえ、いっぽう門徒とって門主が歌を詠むこ ともなって、門主が宮廷社会において和歌を必要とするように あった。経海上人は佛光寺第十八代門主で、慶長三年(一六〇六) 寛文の頃にかけて、真宗佛光寺派の門主は経海上人、随庸上人で 忌の五年前、明暦二年(一六五六)に門主になり、延宝三年(一 ていることによる推測である。しかし、すくなくとも親鸞四百回 府の寺院に対する統制と親鸞の詠歌伝承の流布が同じ頃におこっ 和歌」③に記した。文献上の確たる根拠があるわけではなく、墓 なったことと関係しているのではないかと、先に拙稿「佛光寺と 上人はその長子として寛永十一年(一六三四)に生まれ、前記の に生まれ、 の確立とともに、門主にとって和歌を詠む機会、詠まなければな では比較的多く現存しているのは確かである。いわゆる幕藩体制 六七五)に退職した随庸上人の詠作が、佛光寺派の歴代門主の中 ふくむ真宗の本山の、准門跡寺院という寺格が確定していくのに (一六五六) に遷化した。享年五十一、在職三十九年である。随庸 ともあれ、『しんらん記』の刊行された寛永から親鸞四百回忌の この現象は、江戸幕府の寺院に対する統制が強まり、佛光寺を むしろ逆に門主が和歌を詠むことが当然であると、広く 元和四年(一六一八)、十三歳で門主になり、明暦二年

田中

[&]quot;鳥取大学地域学部地域文化学科

た。享年五十六である(4)。た。在職二十年で延宝三年に退職、元禄二年(一六八九)遷化した。在職二十年で延宝三年に退職、元禄二年(一六八九)遷化しように明暦二年に、父経海上人の遷化により第十九代門主になっ

ち、 集』断 る。 歴代門主の中でもっとも多い(6)。 梅 御三代短冊、[二]随庸上人和歌集のほか、 かし一方の随庸上人は、「目録」・「仮目録」によれば後掲の〔一〕 よれば、 所蔵書画の目録 これらの本山佛光寺所蔵の随庸上人にかかわる和歌資料のう 図し、 本山佛光寺に所蔵されている経海上人にかかわる和歌資料 整理調査中の書冊・文書の中にも現時点では見られない。し 上人自身の作を見ることのできる次の三点をここに紹介す 簡)、 後掲の 「逢坂山蝉丸の図」、「詩・和歌」 「三十六歌仙」、「十二月花鳥歌色紙」の七点があり、 『御三代短冊』 (写本) とそれに基づいて作成された仮目録 のうちの和歌短冊一枚のみである (随庸上人筆 「秋和歌短冊二葉」、「月 『和漢朗詠 5 (5) は

- 一〕 随庸上人筆和歌集
- 三〕 能登瀬村善性寺什物

次の第一部「解説」において、まず随庸上人の略伝を、現在刊

ついて、書誌もふくめて簡単に解説する。の記述を引いて紹介し、若干の補訂を試みる。次にこれら三点に伝』でとならんでおそらく最も詳しい伝記である『佛光寺辞典』行されているものとしては、澁谷門主家の家譜『澁谷歴世略

一部解説

第

随庸上人略伝

便宜のため私に傍線を付し、和暦には西暦を添える。『佛光寺辞典』の「随庸上人」の項の全文は次のとおりである。

年には法皇の勅命により随庸上人自ら後醍醐天皇御宸筆御伝 文及び宗祖聖人自筆の嗣法相承の宝号を叡覧に供した。 十二月十七日法印、 法燈を継ぐ。寛文四年(一六六四)十二月六日大僧都、 三月小僧都に任ぜられる。 才の時である。同年十一月二十五日法眼に叙せられ、同四年 寛永十一年(一六三四)六月十五日誕生。慶安二年(一六四九) 佛光寺第十九代の宗主。 皇は賞として御宸翰の九字尊号、 文及び絵図を謄写して奏上し、 二月十六日天台座主二品堯然法親王を戒師として得度、 は良正院。 (一六六三) 四月入輿、 寛文七年六月後水尾法皇勅して後醍醐天皇御宸筆の御伝 を賜う。 を賜 在職二十年。 第十八代経海上人の長子。母は吉川経倫 元禄二年(一六八 後西上皇も御宸翰十字尊号及び御製和歌 同七年十二月二十三日権僧正に任ぜられ 延宝元年(一六七三)十月十日寂。雲 室は防州吉川監物経倫の 諱は堯導、 明暦二年(一六五六)七月佛光寺の 朝廷の宝庫に収められる。 (九)三月二十九日五十六才に 嗣法相承の宝号、 幼名は椿麿とい 御製和 の女で、 同六年

晴院光如と称した

が 門主の文化的環境との関係ついて詳論するほどの知見を持たない 尊号」、「嗣法相承の宝号」について『佛光寺辞典』によって説明 について記す前に、傍線部 尊号」の項に次のようにあり、「九字尊号」の項にも同主旨の記述 主家の縁戚関係は門主の文化的環境とでもいったものと密接なか し、つづいて随庸上人の略伝のうち母と妻について補足する。門 (の母と妻について知り得たところを記しておきたい。 わりをもっているはずである。 まず「九字尊号」「十字尊号」については、『佛光寺辞典』「十字 このうち小稿の主旨に即して注目されるのは、傍線部 いずれそれを考察するための手がかりの一つとして、 後西院から御製和歌が下賜されたことであるが、それ (2) にふくまれる「九字尊号」「十字 ここでその門主家の縁戚関係と 2 随庸上 0)

で、脇掛ともいう。

が、十字名号ともいうが、十字は帰命盡十方無碍光如来で、阿弥十字名号ともいうが、十字は帰命盡十方無碍光如来で、阿弥において左)に奉掲し、在家佛檀においても、中尊の左側に奉掲するのを、佛光寺派として正式のものと定められている。対幅名号は、必ず御本尊の両側にかけられるのた側に奉掲するのを、佛光寺派として正式のものと定められている。対幅名号は、必ず御本尊の両側にかけられるのた。対幅名号は、必ず御本尊の両側にかけられるので、脇掛ともいう。

れたということではないかと思われる。字名号に対して、それと対にすべく十字名号が後西院から下賜さこれによって想像すると、傍線部(2)は、後水尾院宸筆の九

相承名号(しほうそうじょうみょうごう)」のことであろう。「嗣法相承の宝号」は、『佛光寺辞典』に次のようにある「嗣

人の拝領と言い伝えられている。 模写したものといわれ、後水尾院の宸筆で、第十九代随庸上本山に所蔵されている宝物の一つで、宗祖親鸞聖人の真筆を

親鸞 れたものである可能性はもちろんある。 は考えられるが、親鸞の真筆か否かの筆跡鑑定は私にはできな るのではないかと、すくなくとも「目録」・「仮目録」 とする「嗣法相承名号」とは別に、「作者」を「親鸞聖人」とする 崇メ奉ルヘシ」、右 にくいが、 い。花押はよく知られた親鸞の花押のようであるが、 れら二つの「嗣法相承名号」は同じもので、これが『佛光寺辞典 わからない。「目録」に「後水尾天皇宸翰嗣法相承名号」とは別に (向かって右)にそれよりやや小字で、 「随庸上人」の項にいう「宗祖聖人自筆の嗣法相承の宝号」にあた 「嗣法相承名号」がある。後水尾院宸筆とは別に記載されているこ 「嗣法相承名号」があり、] を後水尾院が模写した「後水尾院の宸筆」かどうか、 "佛光寺辞典"には写真も掲げられている。その写真ではわかり (花押)」とある。ただし、この写真が「宗祖親鸞聖人の真 実物をみると、 (向かって左)に「黒谷法然上人面受直伝長弟 「仮目録」には「作者」を「後水尾天皇」 中央に「南無阿弥陀仏」の名号、 「吾一宗宝号ヲ以テ本尊ト それも写さ

延享三年 たのか、きわめてわかりにくい。傍線部 いる(8)0 経倫は、周防国岩国領の領主 (一六八九)に没した随庸上人の母なり妻なりになることはあり得 次に、随庸上人の母・妻についてであるが、それぞれが誰であっ その娘が、 (一七四六) に生まれ、 (3) 「室は防州吉川監物経倫の女」とある吉川監物 寛永十一年 (岩国藩の藩主) (一六三四) 享和三年 (1)「母は吉川経倫の (一八〇三) に没して 吉川氏の第七代で、 に生まれ元禄二年

このような混乱は、『佛光寺辞典』が、歴代門主の伝を記すにあ

である。 る。 貼紙に朱書されている部分は [央に朱の点によって付されている文の区切りは通常の句点に替え 言及しないのに対して、 するのは順序が逆のようであるが、『歴世略伝』が歴代門主の妻に ず系図の随庸上人の部分を、 たって大きく依拠している『歴世略伝』とそれに付録として付け 括って示す。 れている澁谷家の系図 引用にあたって漢字は現代通行の新字体を用い、行の中 原因の一半はあるのではないかと思われる。ま 系図は母と妻の両方を記載しているから (以下「『歴世略伝』系図」、または 写本によって引用する。]で、また朱の直書きは 付録を先に 「系

十九世

随庸 諱堯導 〈幼名椿麿〉 諡良正院

忠義女。明曆三年十一月六日寂。称,,普照院,] 已義女。明曆三年十一月六日寂。称,,普照院,] 寛文四年十二月六日任,,大僧都,。同六年十二月十七灯,] 寛文四年十二月六日任,,大僧都,。同六年十二月十七灯,] 寛文四年十二月六日任,,大僧都,。同六年十二月十七灯,] 寛文四年十二月六日寝。同年十一月廿 [五] 日日生。慶安二年二月十六日得度。同年十一月廿 [五] 日日生。慶安二年二月十六日寂。称,,普照院,]

書されているが、 字が透けて見える。 守山内忠義女」と、その右に朱で傍書された「削除ス」 全面糊付けされているが、 ようになっていることが容易にわかる 三行目の「十八世経海上人長子」云々の母にかかわる箇所は貼 糊付け 終わりから二行目の が貼紙の上辺のみであるため、 下になっている本行の「藤原氏 妻 以下は、 という文 原文は次 貼紙に朱 土佐

妻防州吉川監物経倫女寛文三年四月入輿延宝元年十月十日寂

云晴院

についての記述をみると、原文には、誰なのかということと関わっている。そこで、まず経海上人の妻経海上人の妻が誰なのかということ、また随庸上人の子女の母が随庸上人の母と妻が誰なのかということは、父の第十八代門主

松平土佐守忠義女明暦三年十一月六日卒普照院

貼紙に、 括って、下に「後代ノ室」と朱書、さらに上辺のみ糊付けされとある。そしてこれを随庸上人の妻の場合と同様に朱の「」

で

称『雲晴院』妻防州吉川監物経倫女寛文三年四月入輿延宝元年十月十日寂

朱書」 内忠義女については「後代ノ室」と朱書した人物は、 随庸上人の項の「妻松平土佐守忠義女」と朱の色・筆跡とも同じ 朱の色・筆跡ともに同じ、 て、 随庸上人の妻が入れ替わって記載されていると指摘したのであっ 経倫女について「前代ノ室」と朱書し、この随庸上人の項では山 であるように思われるが、それはともあれ、 と朱書している。 上辺糊付けの貼紙の朱書 | と略記) はそれを承けてなされたものと考えられる。 「後代ノ室」と随庸上人の項 「妻防州吉川監物経倫女」 (以下貼紙に記された朱書を「貼紙 経海上人の項で吉川 Ó 「前代ノ室」とは 以下の朱書は

がおこなわれたのである。

そして原文が吉川 れに「妻防州吉川監物経倫女」云々、「妻松平土佐守女」云々の貼 によるところか別人かは未詳であるが、その注記を承けてそれぞ 海上人と随庸上人の妻が誤って入れ換わっていると判断した人物 海上人の妻となっている山内忠義女と訂正しているのである。 訂正したのに合わせて、 忠義女としているのに合わせて随庸上 前代ノ室」と、訂正のための注記を書き入れた、それと同一人物 なおり、 别 庸上人の妻は吉川経倫女ということになる。これに対して、 海上人の妻は山内忠義女で、 の言い方をすると、 それに対して貼紙の朱書は、 山内忠義女について「後代ノ室」、 写本 『歴世 経倫女としている随庸上人の妻を、 略 写本 随庸上人の母も吉川経倫女としている。 伝 系図の原文は、 この女性が随庸上人の母であ 『歴世略 経海上人の妻を吉川経倫 层 人の母を山内忠義女として 系図の原文によれば、 吉川経倫女について 経海上人の妻を山内 原文では経 ŋ. 経

云々の朱書、 施されている上辺のみ糊付けの貼紙の その「藤原氏」以下に、 0 防 い貼紙の る。 場合も例外ではないが、母については系図と同様の事態がみら が張られているのである。 「歴世略伝」は前記のように歴代門主の妻に言及せず、 |州吉川監物経倫女」という傍書が、 系図における補訂との違いの一つは、 書と貼 ているということであるが、 原文には、「母ハ藤原氏土佐守従四位山内忠義女」 「妻松平土佐守忠義女」 紙 同じく随庸上人の項に施されている上辺のみ糊付け の朱書は同 に墨で縦線が重ね書きされている点である。 母 以下に朱で 「防州吉川監物経倫ノ女」と朱書された紙 一の筆跡のように見える。おそらく、 その筆跡は、 云々の朱書と同一のように見え 「防州吉川監物経倫女」と傍書さ 「藤原氏」 「妻防州吉川監物経倫女」 貼紙・朱書により不要に 系図の経海上人の項に この貼紙は全面糊 以 下は透けて見える。 とあり、 上人

も系図も補訂の筋はとおっている⑤。人の母でも妻でもあり得ないが、誤りは誤りとして『歴世略伝』なったための措置であろう。前述のとおり、吉川経倫女は随庸よ

か、 が随庸上人の妻になったということになろうが、 なぜ一方は補訂に従い、 妻については系図の原文をとって同じく吉川経倫女としている。 いては『歴世略伝』 示す確たる証拠があったとは思えない て随庸上人の母、 [佛光寺辞典] すくなくとも二人の娘があって、 母と妻が同じ吉川経倫の娘ということは、 は、]・系図両者の貼紙朱書をとって吉川 妻を記していると思われるのであるが おそらくこれら『歴世略 他方は原文に従ったのか、 姉が経海上 伝』・系図にしたが 経倫に実子か養女 そうしたことを 一人の妻になり妹 よくわからな 経倫女とし 母につ

貼紙朱書にしたがいながら、 伊予守輔綱女」、 系図の原文は、 なされていない にしたがっているのである。 おそらく 倫女」と訂正している。 義女」であり、 記している(10)。 の母と妻の場合も同様に考えられるのである。 義女とする補訂はまだなかったということである。 女」云々の上辺のみ糊付けの貼紙、つまり随庸上人の妻を山 略伝』系図の、 その つ考えられるのは、 のように、 舗 大正四年に刊行された真宗全書版 『佛光寺辞典』は、 「後代ノ室」という書き入れや「妻松平土佐守忠義 時 上辺のみ糊付けされた貼紙に朱書で「吉川監物経 に全面糊付けの貼紙があり、 経海上人の母を「朽木伊予守舗親女」としている 妻を「松平土佐守忠義女」としている。 そして、 期 随庸上人の妻を山内忠義女とする補 『佛光寺辞典』の編まれた頃、 いっぽう『佛光寺辞典』 妻は前記のように原文は [佛光寺辞典] これを随庸上人の場合に合わせ見る 母については 妻については貼紙朱書では は作られたと考えられる。 「後代ノ室」 それに朱で 『歴世略伝』 は、 松平 実は経海上人 **|歴世略** 母を 写 の朱書、 「輔」と 訂がまだ なく原文 土佐守忠 本 「朽木

図に依拠してのことだったとは想像できる。 としか言えない。しかし事情はどうであれ、写本 百年余り前の人である吉川経倫女とした事情は、 ないかと推測される。結局 代ノ室」「前代ノ室」 女」云々の朱書と同文であって、 付けの貼紙の「妻防州吉川監物経倫女」云々、「妻松平土佐守忠義 代ノ室」「前代ノ室」という朱書の主旨と合致し、 十月十日寂。 |上人の妻を「防州吉川監物経倫女。 明暦三年十一月寂。 称 |雲晴院||」とし、 の書き入れはすでに行われていた印のでは 『佛光寺辞典』が随庸上人の母も妻も 称二普照院一」とするが、これは「後 大正四年にはすくなくとも 随庸上人の妻を「松平土佐守 寛文三年四月入輿。 かつ上辺のみ糊 よくわからない 『歴世略伝』、系 延宝 「後

代領主(岩国藩第二代藩主)吉川広正女がその人ではないかと思た六五、)没、経海上人が寛永十一年(一六三四)生、元禄二年、五六)没、随庸上人が寛永十一年(一六三四)生、元禄二年、古六五)没、随庸上人が寛永十一年(一六三四)生、元禄二年、古八八九)没であるから、それが正しいかどうかはひとまずおいて、山内忠義女としても年代の上では大きい食い違いはない。しかし、妻は前記のとおり吉川広正女がその人ではないかと思かし、妻は前記のとおり吉川広正女がその人ではないかと思い、五六、2000年(一六八九)と、寛文四年(一六八五)と、寛文四年(一大八五)と、寛文四年(一大八五)と、寛文四年(一大八五)と、寛文四年(一大八五)と、寛文四年(一大八五)と、寛文四年(一大八五)と、寛文四年(一大八五)と、寛文四年(一大八五)と、寛文四年(一大八五)と、『東文四年(一大八五)と、『東文四年(一大八五)と、『東文四年(一大八五)と、『東文四年(一大八五)と、『東文四年(一大八五)と、『東文四年(一大八五)と、『東文四年(一大八五)と、『東文四年(一大八五)と、『東文四年)と、『東文四年)と、『東文四年)と、『東文四年)と、『東文四年)と、『東文四年』に、『東文四年』と、『東文四年』と、『東文四年』と、『東文四年』と、『東文四年』と、『東文四年』に、『東京の『東京の『東京の』に、『東文四年』に、『東京の『東京の』に、『東京の『東京の』に、『東文の』に、『東京の『東京の』に、『東京』に、『東京の『東京の』に、『東の『東京の』に、『東京の『東京の』に、『東京の』に、『東京の』に、『東京の『東京の』に、『東京の『東京の』に、『東京の』に、『東京の『東京の』に、『東京の

「母同」は「母毛利輝元女」の意である。に、次のような注記がある。私に句点を付して引く。「母同上」に、次のような注記がある。私に句点を付して引く。「母同上」『藤原姓吉川御系図』に記載されている吉川氏の系図『藤原姓吉河系図』、岩国徴古館に所蔵されている吉川氏の系図『藤原姓吉河系図』、

院英誉光如。 (『藤原姓吉河系図』)生。延宝元癸丑十月十日卒。行年四十六歳。法名雲晴女子 母同上。京都佛光寺門跡室。寛永五戊辰十二月六日誕

女子 母同。於又姫。寛永五年辰十二月六日生。佛光寺随庸

四十六。雲晴院殿英誉光如大姉。 寛文四年二月十八日婚。延宝元年丑十月十日卒。

(『藤原姓吉川御系図』)

人の妻は、この吉川広正女であろう。
庸上人より六歳年長であるが年代の齟齬はない。おそらく随庸上日と異なっているが、命日が一致し法名はほぼ一致している。随後者に記されている「婚」の日が『佛光寺辞典』の「入輿」の

『寛政重修諸家譜』に忠義の子女の一人について、出義すなわち山内忠義の娘を随応上人の妻とするという記述は、告議すなわち山内忠義の娘を随応上人の妻とするという記述は、告に妻を松平土佐守忠義女とする貼紙がある。この松平土佐守忠義すなわち山内忠義のように写本『歴世略伝』系図の経海上人のわけではない。前記のように写本『歴世略伝』系図の経海上人のただし、これで随庸上人の妻についてはすべて解決したという

光寺堯道に嫁す。 女子 母は某氏。大宮中将季光が室となり、離縁の、ち、佛

忠義女とされていた経海上人の妻が実は誰なのかわからなくなっ は三十歳である。 り得ないことではない。 女すなわち普照院が明暦三年 とある②のと対応している。 てしまうが、 たは同意の文字として用いたのであろう。 (一六六三) または同四年に吉川広正女と再婚した、というのもあ それはまた別の問題であって、 以上の推測があたっているとしたら、 明暦三年は随庸上人二十四歳、 堯道の「道」は (一六五七) に没した後、 随庸上人は、 現時点では不明とい 「導」の誤りか、 寛文三年 寛文三年 山内忠義

一 御製和歌

ことからみて、これをふまえて記されたものと考えられる。 版は送り仮名・返り点をのぞき朱による補訂後の形と一致してい されている部分、〈〉 人の部に次のように記されている。[は、はやく写本 ること、またこの引用個所以外の記述が前述のように母につい 分冒頭の「同七年」は寛文七年(一六六七)である。 返り点、送りがなは原本に従い、 『佛光寺辞典』に記されている下賜の経緯は、 の後水尾院、 前記のように本稿の主旨に即して注目すべきは、 『歴世略伝』・系図に、妻については系図に依拠している 『歴世略伝』 後西院からの御製和歌の下賜である。 は朱で直接書き加えられている部分であ の「十九世良正院」すなわち随 私に句点を付す。]で括ったのは貼紙に朱書 内容が共通して その経緯 真宗全書 傍線部 引用

嗣法相承宝号並御製和歌.]。 十三日任 法 [宸翰]及開祖自筆嗣法相承宝号アシシ婧於叡シ覽#。〈同年十二月 七年六月二十二日 宸翰之祖伝及画図各一軸。 [及御製和歌] 同年八月為シュ賞 **叡覧優賞**。矣賜三編綍 |権僧正〉。同八年三月十二日 「非い其」業に処し筆端無い渋滞 賜 後水尾 三於師三。 賜 後西院 日開 『令』蔵『於朝廷』宝庫 法皇 [法皇] 宸翰九字/[宝]号[及 Ш 勅等使為後醍醐天皇 法 皇亦] 親鸞伝記 [叡] 襟之所」感ス 皇命ジテ師ニ謄メニ 一功成と。 一卷速点 宸翰十字

紙とみなして、「後水尾天皇」「後西天皇」の項に「御水尾天皇宸現在本山佛光寺に所蔵されている「山河の」、「早春風」の和歌色『佛光寺辞典』は、ここでいわれている二首の「御製和歌」を、

いう歌である。 忽やゆきよりおろすやまかせもみやこの春に今朝かすむらむ」と 菊のした水いかなれは流れて人の老をせく覧」、「早春風 おほひ の写真ではわかりにくいが、原資料によればそれぞれ、「山河の 翰和歌」、「後西天皇御宸翰懐紙」として写真を掲載している。そ

であるし、季節も合わない。
しているものの、「早春風」は絵伝にも名号にもかかわらない内容かと思う。しかし、「山河の」は下賜が秋八月であったことと適合かと思う。しかし、「山河の」は下賜が秋八月であったことと適合かと思う。しかし、「山河の」は下賜が秋八月であったことと適合し、季節も合わない。

はなく「仙洞」すなわち霊元院(国)となっている。 集歌人の藤原興風で、この歌は 風」として収められている歌(一八)であって、 ている。 ほかにも『興風集』(三二)、『定家八代抄』(六二五)に収められ しれないが、 内容や季節はどうであれ、 興風」として入集(新編国歌大観歌番号七一七)しており、 また「早春風」は、 実は「山河の」の詠者は、三十六歌仙の一人、 御製であることに意味 『新明題和歌集』 『新古今集』 巻七・賀歌に「題不 巻 一 ・ 者は後西院で があるの 春に

の不一 親信」)孫 にもう一点所蔵されている。「友こそは色香の外のいろかなれと の盛りすぐさで」として収められている(4)。 は「見花恋友」、「とへかし人のはなのさかりを」 が、いずれにせよ『佛光寺辞典』 これらが後水尾院、 かし人のはなのさかりを」という歌で、 しかし、この軸は箱の蓋の内側に、 致はさておき「御製」といってさしつかえない歌ではあろ 本山佛光寺には、後水尾院宸筆とされている和歌軸がほ 阪本外記氏喬拝持」という墨書があり、 後西院の御製とされた理 の誤りといわねばならないであ 「阪本周斎宗信 『後水尾院御集』春に、題 前記した内容や季節 は 由 は 軸の上部の半 「とへかし花 わ からない

本山佛光寺の所蔵品の中に、この時後水尾院、 た御製であることが明らかなものはないことになる。 八双 随庸上人へ直接下賜されたものとは考えられない。 成之節奉相願拝受為家宝廊間桜御製也 (発装) 等と呼ばれる部分の外側に、「従菊亭大納言当座 」(ほ)と直書されてい 後西院から下賜さ 結局現在

づ 実は興正寺第十九世の准秀上人の第四子である。 代の宗主。 後水尾院との関係を記すஞっこうした縁戚関係を考慮すると、つ 子となった上で随庸上人の法嗣となって佛光寺に迎えられた」と、 を意味しない。『佛光寺辞典』「随如上人」の項に、「佛光寺第二十 「高松従四位松平頼重の養子となり、 しかし、このことは直ちに御製和歌の下賜自体がなかったこと 母は後水尾上皇の皇女賀子 寛永十八年二月十日誕生。 (よしこ) 同年十二月に二條光平の実 (中略)関白従一位二條光平 内親王であるが、 延宝二年十月潜

る との関係であり、後西天皇、霊元天皇の御宸筆も数点あるが、 本山には、後水尾院御宸筆の九字尊号があるが、賀子内親王 れも賀子内親王の兄弟関係のために拝領されたものであ

今それについて述べる準備がない の事実やその経緯を記述し、 分にあろう。 とあるように、名号や御製和歌の下賜が事実であった可能性は十 問題は写本 『歴世略伝』が何によって御製和歌下賜 補訂したのかということであるが、 17

識されたであろうことは想像に難くない。また、下賜された御製 光寺にとって和歌がきわめて重要なものであることが改めて意 (字名号、十字名号とともに御製和歌を下賜されたことになる。 !庸上人は前記の親鸞四百回忌から十年と隔たらないこの時期に ともあれ、もし 『歴世略伝』の伝えるところが事実であるなら、

> て、 ものがある。 とある、 世無量覚院」の項に、 下賜にかかると伝える御製和歌に、写本 和歌は、 な表象にもなる。親鸞が和歌の名手であったことと貴顕の出であ 「仮目録」はこれを本山佛光寺所蔵の 『佛光寺辞典』 中御門天皇から無量覚院すなわち寛如上人へ下賜された 門主家が皇室につながる貴顕の家系であることの具体的 しばしば対になって伝えられている(図)。 「同年」は享保十二年 中御門天皇の項には写真が掲載されている。 「同年三月 中御門天皇御製和歌賜 (一七二七)である。「目録_ 「詠江上春望」 『歴世略伝』 の懐紙とし 0) なお直接の 於師こ

御三代短冊

資料三点につき、 本節から第五節まで、 順次簡単に解説する 小稿で紹介する随庸上人の詠歌を伝える

随庸の順になっている。 並べて一軸にしたてたものである。向かって右から存海、 〇×五・二である。 十八代経海上人、そして第十九代随庸上人の和歌短冊一枚ずつを まず『御三代短冊』は、佛光寺第十七代門主の存海上人、 存海三四·○×五·○、 資料名は表紙の部分に、 各短冊の寸法は縦×横、 経海三四·九×五· Æ, 単位糎で示す 随庸三五 同第

一代短 冊 経海 三上人

随庸

ろ

묽

とづいて「はじめに」に略記し、 と墨書されているのによる。 これら三代のうち経海、 『佛光寺辞典』同上人の項の全文を掲げた。存海上人は、 随 「ろ一号」は資料番号である。 庸両上人の伝は 随庸上人についてはさらに第一 『佛光寺辞典』 、『佛

を

示していると思われる。

もしそうであるなら、

偶然残っていた

ずかな短

ଳ

の中

から各

一枚を表装したというだけのことかもし

る。

どであるのに比して表装の布地が新しく見えるのは、 三年七月十三日、 庸上人についても同じことが言える。 年大僧都 随 和歌短冊が一枚ずつあることに特別の意味はないかもしれな あり得るし、 門主が個人の趣味や興味で和歌を学ぶこと、 十五日法眼 また、この軸がいつ作られたのか未詳なのであって、 詠まねばならない機会のない環境だったとは考えにくい。随 庸上人の時代ではなく、 のの傷みが大きく、ことに随庸上人の短冊が判読しにくいほ 上人の長子として誕生した。 大悲心院と諡する。 年 典』によれば、 (一六一八) 八月五 慶長七年 配に叙 存海・経海両上人の略伝をみると、 天台座主堯尊法親王を戒師として九才で得度、 せられ、 (一六〇二) 天正五年 妻は朽木伊予守輔綱女である(型)。 同十四 それよりかなり後のものであること 旦 (一五七七) 十月三十日権僧正に任ぜら 在職三十三年、 母は近衛尚通女である。 .年に門主の職を継いだ。 そう考えれば、三代の上人 詠むことはもちろ 月三日、 四十二歳で遷化 和歌を詠 現在の表装 短冊そ 同 む機 十九

にも広がっていくのと並 として詠歌することを求められているわけではない、ということ であらわすもののように見える。 られた一 詠まれたわけでは 意味で重要なものになっていったということを、 しかし、 てい ではないことには、 るの 軸 それら三枚が第十八代、 は、 親鸞がすぐれた歌人であったという伝承が 0) 和歌は常にそれによって仏の教えを説くため 派 なく、 の門主の歌であるにもかかわらずどれも釈 何 行して、 か意味があるように思われる。 派の門主だからといって常に宗教者 さらに言えば、 佛光寺においても和歌が何らか 第十九代、 第二十代と順 それら三枚に記 目に見える形 次節 に並 般

> ろであっ できるかもしれない。 いては門主の て、 軸 短冊にくらべて表装が新しそうなことも修 は端的に示しているし、そのような歌を本山佛光寺に 最初の表装は随庸上人の時代までさかのぼることが 歌として尊んできているのである。 に覆によるとこ

ない。 明の大火(天明八年・一七八八)の後のものであって、 装されないままの状態で本山佛光寺に残っているのは、 火で焼失を免れた本山 のものは本山の所蔵品のなかにまだ発見されていない。 のは随応上人以降である。 あって、 人の場合も、 まで三代の門主は和歌を詠まなかったことを意味しない。 上人である。 十二代順如 ちなみに、 次に門主の和歌が残っているのは、 未装の短冊や色紙、 の三上人の和歌は本山 現在見られるのは軸や巻物等に仕立てられたもの しかし、このことは直ちに第一 現在のところ第二十代随 佛光寺の 言い換えると、 懐紙の類はない。 和歌資料はきわめて少な 佛光寺の和歌資料の中 如 門主の歌であっても 第一 第 一十代から第二 <u>一</u> 一十三代門主の それが残 代寛 それ以 天明の大 すべて天 -に見ら っている 如 つであ

人筆 和

川

うち げる の随 間 いずれも随庸上人の在世期間と齟齬しない。 いる五十三首歌 (庸上人歌と一致し、 九首と一 料番号ほ 庸上人 康道 致している。 の江戸出府の時 村善性寺什物」 几 いのうち、 和歌集」 その一 と墨書され 一首が前節 また詞書に登場する望月長好 内題ともになく、 0) 期と三回忌、 首をふくむ九首が、 随 庸上 に取り上げた「御三 ているのによる。 人御短冊之写」 松 したがってこれを随 資料名は、 永貞徳の十三 次節 一代短 めら に取り上 在 应 首

庸上人の歌集とすることに問題はないであろう。

かに、藤原定家の「あけば又秋のなかばもすぎぬべしかたぶく月 筆と推測されるが、誤写の可能性もある個所があるので断定はで のをしきのみかは」、窓の上句が見える。筆跡からみて随庸上人自 随庸上人との贈答歌の一方である。このほか四八番歌の詞書のな からなる。三首のうち二首は望月長好詠、一首は二條康道詠で、 |人の和歌およびそう推定される和歌五十首、他の人物の歌三首 巻子一巻、本紙の寸法は縦三四・一糎、横四五一・○糎。 随庸

数字は翻刻の際に用いる歌番号である。引用にあたって濁点を付 まで詠作年次の推定が可能なのは次のような歌である。 この歌集がいつまとめられたのか未詳である。 訂正されている箇所は訂正後の形にしたがう。 集中、 歌の上の ある程度 きない。

正月三日、 はるたちければ

5 雪ながら冬をのこして今朝は先心をよもの春の初風

これらのうちどちらで詠まれたのかはわからない。 保四年(一六四七)、三十三歳の寛文六年(一六六六)である(三)。 随庸上人の在世中、 正月三日が立春であった年は、 十四歳の正

はじめて東に下りける時

28 みわたせば山こそなけれふじの根の雲より上につもる白雪

出 H .府の有無は未詳であって、この時の歌とは断定できない。 (二十三歳)、 庸上人は、 明暦 将軍に拝謁している(※)。 二年 (一六五六) に江戸へ下向し、五月十 ただし、これより前

太閤康道、 大樹のもとへまかりたまふ御むまのはなむ

御ぞにそへて申侍りし

38 37 分て行袖にかさねよ武蔵野の草はみながら霜やさむけき 当座に御返し給る

|霜を更にいとはじ東路や分行袖の日数ふるとも

摂政、 七) 生、 ことで、 えられるが、この時随庸上人はまだ得度もしていない。三回目は 明暦二年(一六五六)、将軍は第四代の徳川家綱、 二回目は慶安元年(一六四八)で、将軍は同じく家光、 な気もするが、 ろうし、その五月に上人自身が出府して家綱に拝謁し(『佛光寺年 主になっていたとしたら、そうした立場での贈答ということも考 うな贈答があるのは不自然である。もし、すでに門主または新門 回目も上人十五歳、康道四十二歳という年齢差は大きく、このよ 回目は随庸上人二歳で、歌の贈答があったとは考えられない。二 年(一六六五)、で、将軍は同じく家綱である。これらのうち、 索すると、 い。これが随庸上人一流の措辞である可能性も皆無ではないよう しての行いとも考えられる。しかし、この三回目の下向は三月の 随庸上人二十三歳である。このような贈答も十分可能な年齢であ 『新訂増補国史大系』 、四回目の寛文五年の下向に際しての詠作とすべきであろう。 回目は寛永十二年(一六三五)で、将軍は第三代の徳川家光、 「太閤康道」は二條康道である。 七月に門主を継いだ(『佛光寺辞典』)年であり、 寛文六年(一六六六)没(3)。 黒板勝美・国史大系編修会編 歌の「武蔵野の草はみながら霜やさむけき」と合致しな 寛永十二年 (一六三五) 康道は将軍(大樹)のもとへ四回「参向」している。 四回目の下向は十月のことであって、 所収 『徳川実紀』 摂政、 二條康道は慶長十二年 を人名索引②によって検 正保四年(一六四七)辞 四回目は寛文五 三回目は 新門主と

同じ比、 広沢の長好来りて、 42法の道君かわけしる

数ならぬ身さへたどらぬ位山みちあきらけき御代のめぐみに :ひ有てのぼるもやすき位山哉といへるに

43

その十二月二十三日に三十四歳で権僧正に任じられた寛文七年 ているのかもしれないが、ここでは疑問のまま残しておかざるを 考えるべきか、寛文九年の立春を「又のとし春たちける日」と言っ 十五日に立春、 (一六六七)(を)の翌年、 上人は僧正になっていないので、「僧正になりける又のとし」は、 『日本暦日便覧』下によれば寛文八年に立春はなく、前年十二月二 .なりける又のとし春たちける日」とあるのをうけている。 同じ比」 は、 次の立春は寛文九年正月六日である。これをどう この前に置かれている四 寛文八年とまずは考えられる。しかし、 一番歌の詞書に、 「僧正 随庸

ままである。 生、延宝九年(一六八一)没。寛文八年には五十歳で在世してい 「広沢の長好」は望月長好である。長好は元和五年 なお、第二句の「身さへたどらぬ」は、 濁点のほかは原本の (二六二九)

袖の露もみとせの秋にほしわびぬかけし小倉の名にやかこた 太閤康道公の三回忌に、於二尊院

44

條 ・康道は寛文六年(一六六六) 没、 三回忌は同七年である。

(陀丸十三回忌にあたりけるとし、 如是我聞といふことを 人のすゝめけ n

45 我聞し御法は千々の星霜にくちぬこと葉のすゑぞしられ

延陀丸」 は松永貞徳である。貞徳は元亀二年(一五七一)生、承

> 応二年(一六五三)、随庸上人二十歳の年に没。 (一六六五) になる。 十三回忌は寛文五

年

る。 この歌集が現在のような形になったのは、 文五年であり、二八番歌は明暦二年以降ではない。 は同九年以降ということになる。 いのは、 以上のように、詠作年次の推測可能な歌のうち、 五番歌と二八番歌は特定できないが、 問題は残るが寛文八年または同九年詠の四三番歌であ 五番歌は新しくとも寛 ひとまず寛文八年また したがって、

にかかわる歌といったようにこの歌集全体を通じてみられるので くりといったおおまかなまとまりがある、とは言える。 ば」とつづき、その次は「としのはてに」の歳暮の歌になる。全 は春の初めの歌、それにつづく「田家月」から「月前述懐」は月 おまかなまとまりは、 ろう。ただし、立春と歳暮、言い換えると一年のはじめと締めく 編をつらぬくような配列基準はないといってさしつかえないであ るようにはみえないからである。立春の日の歌だけでも五首、 でもないし、勅撰集に倣った全編にわたる一貫した配列基準があ られた歌を用意周到に配列したもののようには思えない。詠作順 あって、 て第四首は「としの内に春立ける日」、次は「正月三日春立ちけれ か不明であるが、いずれにせよこの歌集は多くの中から選りすぐ んどない(※)。その立春の歌も、「春たちける日」三首からはじまっ その頃までに、 四一番歌を加えると七首あるのに対して、夏と冬の歌はほと 無秩序に並べられているというわけではない。 随庸上人の歌がどれほど詠みためられてい つづく「初春祝といふことを」と「若草」 同様のお たの 兀

ぞとおり (~ なぐさむる心ぞしばし命なりける」は歌意から釈教 れにあたり、 少ないことである。 めばと計おもふにぞ猶人なみに明くれの空」、五 内容のうえでは、 「述懐の中に」と詞書にある五〇番歌 四五番歌は「如是我聞」という題からみてそ 注目されることが二つある。 一番歌「住果ぬ世 一つは釈教歌が 「うきまゝにす

な歌人としての門主である。 ての門主ではなく、松永貞徳・ とおして見える随庸上人像は、 歌と言い得るとして、釈教歌はこの三首にすぎない。 真宗佛光寺派の宗主、 望月長好の流れにつらなる一般的 この歌集を 宗教者とし

いる。 ということである。 しい和歌を作ろうという意識のきわめて強く感じられる作が多い 注目されるもう一つのことも、 全体として、 気のきいた句や言い回しを頻用した、 一々の検討は省略するが、 おそらくそれと密接に関連して たとえば 和歌ら 一番歌

かぜにとくる氷の池浪も雪も音有軒の玉水

場に置かれた人の、 むことは疑問や不審、 詠まなければならない機会がふえ、 のようないかにも和歌らしい語句や言い回し、技法の使用によっ る例が、平安後期以降の和歌によくある。「春かぜに」の歌は、こ 外にもいくつか見られる。また結句の「軒の玉水」は、 雲や月のように本来は音のないものを置く技法は、この雅康詠の している。「……に音有る」「……も音有る」の「……」の部分に まじるらん雪に音有るまきのいたやは」(二一二)の第四句と類似 第四句の「雪も音ある」 ひまごとにうちいづる浪や春のはつ花」を容易に連想させるし、 一首の意味がわかりにくくなってしまっている。「はじめに」 独り寝などのもの寂しい住まいや境遇と結びついて用いられ 和歌を詠むことが当然であると考えられはじめたのではな 庸上人が門主だった頃は、 いう推測を述べたが、 春・一二の源当純詠、 真面目な稽古の結果詠出されたもののよう 違和感を覚えるべきことではなく、 は、『雅康集』の「夕まぐれめにみぬ雨や 随庸上人の和歌は、 門主にとって和歌を詠む機会、 門徒にとっても門主が歌を詠 「谷風にとくるこほ そのような立 閑居や山 むしろ りの

私には思われる。

に

五. 登瀬村善性

門主へ直接要求するといった形はとらないのかもしれ ではなく、願望していることを内々に取り次いだもののように思 年之内当御代九字御染筆被下、御裏も頂戴仕度候旨、 の点はよくわからない。 われるが、このように門主自身の労を求める場合など、 有り」とある。この「願望之物語有り」から、これは願書の写し を願い出たのだという。万治元年は随庸上人の門主在職三年目 筆・裏書のものがあるので、 したものである。 冒頭の一 「当御代」 (現門主)による九字名号の染筆と裏書の願いがあったことを記 である。 仮整理番号一〇一二九六。 行による仮称で、内容は能登瀬村の善性寺より「御当代 は誰なのか未詳である。 筆者は未詳。 十字名号は万治元年 「能登瀬村常性寺什物」という文書名は、 継紙 「当御代」 末尾に、「右之趣を以、 紙 (一六五八) に随庸上人染 に九字名号の染筆・裏書 縦 七·九糎、 願望之物語 横九〇·三 ない。こ 願主から 何卒近

と改めたという。 もとは天台宗に属し、式内社山津照神社の別当を勤め本願坊と称 に院宣を下して天下泰平を祈願した頃真宗に転じ、 したが、 宗佛光寺派寺院である。 善性寺は近江国坂田郡能登瀬村 暦応二年 (延元四年・一三三九) 『佛光寺辞典』によれば、 (現滋賀県米原市能登瀬) に光厳院が本願坊善性 創立年不 寺号も善性寺

登瀬村善性寺什物」である。 その善性寺の什物として、 項によれば次のようなものである 裏書の願いがあったことが記されて 前記のように 「裏書」とは、 いるのがこの仮称 「当御代」 『佛光寺辞典』 九字名号

0)

は御裏書或は御裏という。称、下付年月、願主名など記されたものを裏書といゝ、普通称、下付年月、願主名など記されたものを裏画に肖像の名宗祖以下歴代門主の絵像等に、門主がその裏面に肖像の名本山より末寺または在家に下付する阿弥陀如来絵像を始め、

に、それぞれ次のようにある。 名号への裏書きについては、同書「九字尊号」「十字尊号」の項

下付年月、願主名を門主が記されて下付される。で、原則として裏書はされないが、特に願い出のある場合は、用の場合、尊号の横に、その時の宗主の印又は花押があるの陀仏の光明の不思議なるを讃嘆した名号である。(中略)在家九字名号ともいうが、九字とは南無不可思議光如来で、阿弥

九字尊号

が染筆して下付される。
(十字尊号)の場合は、特に願い出があれば、下付年月、願主などを門主又は花押があるので、原則としては裏書されないが、在家用(中略)対幅名号には、それぞれの尊号の横に、時の宗主の印九字尊号即ち南無不可思議光如来と二幅で対幅名号という。

う点では両者一致しているが、寺院用は裏書されるのが普通なの る のような原則は時代を問わずあったのかどうか、そしてこの か、されないのが普通なのか、 兩村善性寺什物 歴代門主などの絵像、 在家用の名号は特に願い出があった場合のみ裏書される、とい (別紙に記す場合もあるという) ものであり、 しかし、 」がどの時代の文書で、「当御代」が誰なのかも いずれにせよ「裏書」とは、 名号などの裏に門主自身によって書かれ 今ひとつ明確ではない。また、そ 善性寺の什物と 阿弥陀如 「能

を当代に求めているのである。字名号がすでにあるので、それと対になる九字名号の染筆・裏書うことは確かであろう。前記のように、随庸上人染筆・裏書の十して、門主による九字名号の染筆と裏書とが求められているとい

かし、 ては、 蔵されるにいたったかも不明である。随庸上人からの直接の下付 ことである。 挙することに、どのような意味があるのであろうか。 もあり得るし、 歌を記した十四枚の短冊が、それぞれどのような経緯で善性寺に があるとは思えない歌である。さらに言えば、 随庸上人の和歌短冊を所蔵していることを、 この文書で注目されるのは、 随庸上人染筆・裏書の十字名号を所蔵しているという言い立 その随庸上人の和歌短冊を所蔵していること、 それと対になる九字名号を求めるという意味があろう。 しかも、そのほとんどは内容の上で仏道にかかわり 門徒からの寄進もあり得るであろう。 名号の染筆・裏書の願 まず言い立てている おそらく各一首 いに その歌を列 もう一つ つけ て、

無縁ではないことを示しているのではないかと思われる。無縁ではないことを示しているような文献は管見に入らない。しかし、この「能登瀬村善性なあような文献は管見に入らない。しかし、この「能登瀬村善性の歌を列挙していることは、和歌が当時の門主や住職の個人的冊の歌を列挙していることは、和歌が当時の門主や住職の個人的冊の歌を列挙していることは、和歌が当時の門主や住職の個人的一個人が、名号の下付を願う旨の文書にすでに所蔵している短書の脇掛たる名号の授受に何らかの結びつきを有しているとを演しているのではないかと思われる。

庸上人の略伝に、そこで思い合わせられるのは、先に掲げた『佛光寺辞典』の随

歌「山河」を賜い、後西上皇も御宸翰十字尊号及び御製和歌法皇は賞として御宸翰の九字尊号、嗣法相承の宝号、御製和

「早春風」を賜う。

「猶人なみに」となっている。
「随庸上人和歌集』五〇番歌ではいう宗教的な文物と和歌とが取り合わせられている。ただし、こいう宗教的な文物と和歌とが取り合わせられている。ただし、こいう宗教的な文物と和歌とが取り合わせられている。ただし、ことあったことである。ここでも尊号(名号)と嗣法相承の宝号ととあったことである。ここでも尊号(名号)と嗣法相承の宝号と

第二部 翻刻

凡例

翻刻に際し、次のような処理をほどこした。

の頭に歌番号を付した。
、『随庸上人和歌集』『能登瀬村善性寺什物』については和歌

、漢字・仮名ともに現在通行の文字を用いた。

、改行は原本にしたがった。

ここではーの重ね書きによって示した。、削除は、原本の見せ消ち、重ね書き等の形式にかかわらず、

資料との重出歌一覧を付した。一、「能登瀬村善住寺什物」の後ろに、『随庸上人和歌集』と同

マ」などの注記はほどこさない。さへたとらぬ」など、誤写の可能性のある文字があるが、「マさへたとらぬ」など、誤写の可能性のある文字があるが、「マ歌の詞書の「梅尾」、『随庸上人和歌集』二九番歌・「能登瀬村善性寺什物」七番

〔一〕御三代短冊

〈向かって右より〉

人伝 思へともたまさかにたにあひみねは

恨恋

よすかもとめて恨こそやれ

小春鶯 さすか小春のしるしとそ思ふ 経海

冨士 雲よりうへにつもるしらゆき 随庸冨士 みわたせは山こそなけれ冨士のねの

〔二〕随庸上人筆和歌集

春たちける日

1 春かせにとくる氷の池浪も雪も音有軒の玉水

世は春をなれしりかほに鶯のまちける今朝の声も嬉き

2

3

春もおし山の名もおしかつらきやかすみかすまぬみねの白雲

としの内に春立ける日

ことしけき人の心にいそかれて冬の日数に春や来ぬらん

4

雪なから冬をのこして今朝は先心をよもの春の初風正月三日はるたちけるにれた

5

秋
0
夜
0
月

有明の月	15 露払こけの衣のかたしきにわりなくやとる
22 秋風にあさちか露のやとかれて袖にかたらふ	月前苔
月前露	
	14 出てより高まと山の月にめて入かたしらぬ在明の用
しはの戸の内	左
21 すむ月に我世へかたきあらましのむかし語を	在明月
菴 月	
	有明の月
かつよはり行	13 たえてやはすゝのしのやのいなむしろ露しく床に
20 虫の音もあまりくまなき月影に霜の色とや	田家月
月前虫	
	こもれり
夜半の月影	12 やかねとも春日にもえてかすみしく野は若草のつまも
19 池水に浪のうき草吹分て風のやとせる	若草
池月	
	ける
そら	11 うれしくも我身としなみ立かへりなかれて千代の春そ来に
18 いく夜かは手枕なれて月影の袖に別る、あかつきの	10 花に咲代々も万のことの葉のたねとりそむる宿の初春
暁月	初春祝といふことを
森のこからし	ぬる
17 これそこの秋のかきりは月をみむよしや老その	9 世中よとすれはか、りかくとたにいひしらぬ間にとしそくれ
連夜見月	れけり
	8 おしめともつれなくくれてことの葉のむへもとしとは身にしら
露の色く	7 おもひせく心のうちのとしなみはよとむかひなきとしの暮哉
16 月かけは白きをのちの草の原えやはをよはし	けふのくれ哉
月前草露	6 としなみのなかれてとたにたのまれぬ身にさへおしき
	としのはてに

26

庭の浅茅ふ	し	23 月かけも半霜夜のかれくくにこのころさむ	暮秋月
つまこひ	30 小倉山秋の哀を月に又のこさぬみねの鹿の	山の鹿を	

	24	
影くもるらん	物おもはて見し夜は月も心からまた誰袖に	月前述懐

かしこきに移る習を夕時雨そむるこすゑを 秋の歌の中に 心とをして

25

玉かき

33

山たかみつねにみなきる麓川あらしもそれと

くり返しいともかしこし神そ知いのる心はあけの 神祇の歌の中に

つかはしける ひさしく音信さりける人に

そめかねし秋の時雨の夏も又まつよたひく 過るゆふ立

27

みわたせは山こそなけれふしの根の雲より上に はしめて東に下りける時

35

をけと有けれは

28

梅尾にて つもる白雪

29

缓も又おなし三笠の神垣を鹿の音なから

36

池水のあはれ汀の虫の音に散比おもふみねの

31 おりにふれておもへはかなし時鳥こゑもみとせの 法皇より貝つくしを給りける時 あるひとの三回忌に 夢の曙

32 数ならぬ身をしわけねは筑波山しけきめくみは 麓川といふ石に いけるかひ有

うつりて 34 篠の屋に夜さむの露もこ、ろして けるにあるしのおきなはとなりに 篠の屋に二日三日はかりあそひ 暮秋の比広沢にもうてて おもはすも君かかりねの 水の白波

篠の屋のかりねはやすく夢にたに君かふしとの 同し比広沢の眺望を いとはるゝかな

同し比広沢の長好来りて 42法の道

41

いつしかと苔の袂もとしくれてあけの衣に

春風そ吹

春たちける日

僧正になり侍りける又のとし

39

もみち葉

たまふ御むまのはなむけに 太閤康道大樹のもとへまかり

分て行袖にかさねよ武蔵野の草はみなから 御そにそへて申侍りし

37

霜やさむけき

当座に御返し給る

置霜を更にいとはし東路や分行袖の日数ふる

38

とも

神無月の比旅のやとりにて冬

のすゝめけるに ほたんのさけるを折て人

ふるさとのゆめもまくらにほとちかきたひねなから

むすひ侘らん

46 なかれては代々にうつまぬ難波江や鳴たつ

西行法師のしるしに書付侍る

沢の秋のことの葉

40

かきりなきのちの代まてもとまる名のひしりの

影と先あふくなる

春立ける日人丸の影前にて

47 はつせ山うらみしかねのこゑすみて月にさはらぬ

よそのうき雲

一句を入て人々によませ侍る中に 秋の半も過ぬへしといふ歌を ある人定家卿あけはまた 一字つ、かしらにをきて古歌の

寄月聞恋

数ならぬ身さへたとらぬ位山みちあきらけき 君かわけしるかひ有てのほるもや すき位山哉といへるに

43

御代のめくみに

太閤康道公の三回忌に於

袖の露もみとせの秋にほしわひぬかけし小倉の

44

名にやかこたん

延陀丸十三回忌にあたりけるとし

人のすゝめけれは如是我聞と いふことを

我聞し御法は千々の星霜にくちぬこと葉の

45

すゑそしられぬ

53 52 51 50 49 48 うきま、にすめはと計おもふにそ猶人なみに 夕露の色そふ花にまとゐしておもはぬ袖も 住果ぬ世そとおり/~なくさむる心そしはし \equiv おほろ夜の月に契りしことの葉は待に 煙たつ浦のとまやの秋の色をよはぬ月に へたてこし雲井のよそのをとつれを二度 随庸上人御短冊之写 暮秋月 能登瀬村善性寺什物 能登瀬村善性寺什物 花下忘帰 述懐の中に かひなき空たのめ哉 きくも月のよすかに 身をやつくさん 明くれの空 命なりける から錦なる

この比さむし庭の浅ちふ

花より外は秋の夕くれ たへてすむ草の庵と露ふかし

述懐

3 うきま、にすめはとはかり思ふにそ

初てあつまに

雲よりうへにつもるしら雪見わたせは山よりなけれふしの根の下りけるに

4

等のみなから霜やさむけき わけて行袖にかさねよ武蔵野、 のしさせてかく申侍りし ないはなむけに御そ

5

くちぬこと葉のすゑそ知られぬ

鹿のねなからうつしつるかな 7 こ、も又おなし三笠の神かきを

1

月影も半霜夜のかれくに

11

西行法師の塚に

8 なかれては代々にうつまぬ難波江 しき立沢の秋のことの葉

9

思はぬ月に身をやつくさん 煙立うらのとまやの秋の色

花下忘帰

思はぬ袖も唐にしきなる 夕露のいろそふ花にまとゐして

10

やまともろこしおしむくれかな

12 思ひいる数にはあらてよし野山 よしある人の花のはつ春

名所立春

13 名のみして冬の日数やこもりくの はつ瀬の山は春としもなし

関の戸のいつくはあれとあふ坂や けさは名に立はるの通ひ路

14

行年はわか身につもるちりひちの

能登瀬村善性寺短冊 随庸上人和歌集

1

8 7 6 5 3 4 49 46 29 45 37 28 50 23 右

御裏書左之通 随庸上人大幅十字

万治元戊戌年七月廿六日 御判計

方便法身宝号 江州北坂田郡能登瀬村

善性寺常什物

度候旨願望之物語有り 当御代九字御染筆被下御裏も頂戴仕 右之趣を以何卒近年之内

能登瀬村善性寺什物・随庸上人和歌集重複歌番号一 覧

10

53

注

- 月)「解説」。(1)平松令三編『真宗史料集成』第七巻(同朋舎 昭和五〇年一二
- (2) 一例として『しんらん記』の記述を、『真宗史料集成』第七巻所収『しんらんき』によって引用する。その際私に濁点を加除した部分、傍書を省略した部分がある。文中の「ぜんしん」「ぜんしん」が親鸞である。和歌の達人であることが、「うぢはと御たづほう」が親鸞である。和歌の達人であることが、「うぢはと御たづは、わかさのかみかまこ成よしをそうもん有、みかどゑれずければ、わかさのかみかまこ成よしをそうもん有、みかどゑれずした。

にて、 成らん、と有しかば、 三条のう大臣、じちんくわしやうの御うたをたんじ給ふに、 わかさのかみかまこ成よしをそうもん有。みかどゑいぶん有 はかぜふき立ておのれとはらふそでのしらゆき、 しゆくくとちよくせんくだりければ、もとよりざすの御でし かんにたへさせ給ふ所に、内よりのせんじに、ぜんしんも一 ゆきふれば身にひきそふるはしたかのたなさきのはやしらふ かたじけなくもちやくし給ひたるぎよいをぜんしんぼう 扨はことはり也、 みかど大きに御かん有て、うぢはと御たづね有ければ、 ぜんしんとりあえずかくばかり、 おとらずとうざにか、るめい所をゑいずる事かな みかどをはじめ奉りげつけいうんかく おうぢもししようもよにこゑたるかじ はしたかのみよりの とよませ給

- 歴史と文化』真宗佛光寺派宗務所、二〇一一年五月)3)「佛光寺と和歌」(佛光寺の歴史と文化編集委員会編『佛光寺の
- (5) 写本の目録は、表紙に、「昭和二十年一月現在 書画目録(4) 澁谷有教編『佛光寺辞典』(本山佛光寺、昭和五九年三月)

邂.

- 録を「仮目録」と略記する。 最を「仮目録」と略記する。 に「昭和二十年一月 書画目録整理畢 快堂筆」とある一冊と、に「昭和二十年一月 書画目録整理畢 快堂筆」とある一冊と、に「昭和二十年一月 書画目録整理理 快堂筆」とある一冊と、
- 6) ただし、「目録」・「仮目録」に載っている書画以外の書冊・文書のなかに、随庸上人にかかわない。書冊・文書の中でもっとも多いの性寺什物」のほかみられない。書冊・文書の中でもっとも多いの本山佛光寺に出入りしていた時期の第二十三代随応上人にかかわる和歌資料は現在のところ後掲の「善を山佛光寺に出入りしていた時期の第二十三代随応上人にかかわるものである。
- (7) 小幡徳義編、 家侍で、 六九巻) 大正四年一〇月。国書刊行会昭和五一年六月復刻 寺系図」を付す。 には徳義、徳常ともに本山佛光寺家司として登場している。 太夫松波雅楽頭。 宗全書』「解題」によれば、徳常は徳義の養子で、 『地下家伝』中巻 徳常は徳義男。文政六年(一六二三)生(正宗敦夫編纂校訂 徳義は寛政十年 所収。三上景文編『地下家伝』によれば、 同徳常補訂。 明治十五年没。本山佛光寺所蔵 妻木直良編『真宗全書』続編十八 〈自由日報社、 (一七九九) 付録として澁谷門主家の系図 昭和四三年一二月〉による)。『真 生、 安政二年 実父は二條家諸 『佛光寺御 『真宗全書』 小幡氏は二條 (一八五五) (蔵経書院、 百記

は未詳であるが、おおまかに言えば、真宗全書版の底本「澁谷歴伝』に徳義、徳常の名は見えず、二つの『澁谷歴世略伝』の関係二月二日起稿、同年三月二十九日功全成。この写本『澁谷歴世略本山佛光寺に所蔵されている。巻頭の凡例によれば、明治十二年本世・代書として澁谷門主家の系図を付す)がる歴世略伝』写本一冊(付録として澁谷門主家の系図を付す)がこの真宗全書所収『澁谷歴世略伝』とは別に、小幡二郎編『澁

場合もある。場合もある。

- 「岩国藩」(執筆者桂芳樹・藤重豊)による。
 (8)木村磯ほか編『藩史大事典』第六巻(雄山閣、平成二年二月)
- (9) ただし、写本『歴世略伝』系図で、随庸上人の実子である一女の母を吉川経倫女のままになっている。少し詳しく説明すると、の母が吉川経倫女のままになっている。少し詳しく説明すると、の母が吉川経倫女のままになっている。少し詳しく説明すると、の母が吉川経倫女のままになっている。少し詳しく説明すると、の母を吉川経倫女のままになっている。の世を吉川経倫女のままになっている。の世を吉川経倫女のままになっている。の母を吉川経倫女としている。
- 人の妻、随庸上人の妻については経海上人の妻についての写本系当部分とは同文であるが、同時に経海上人の妻については随庸上日寂。称二雲暗院一」となっている。これは真宗全書版系図の該日寂。称二雲暗院一」、「妻松平土佐守忠義女。明暦三年十一月六日寂。称二雲時代一」、「妻松平土佐守忠義女。明暦三年十月十十八ぞれ「妻防州吉川監物女。寛文三年四月入興。延宝元年十月十十八の妻、随庸上人の妻についての貼紙朱書は、そ

- 、『1.1 である。 「1.1 である。 「1.1 である。 「1.1 である。 「1.1 である。 「1.1 である。 「2.1 であって、 財紙朱書はなくとも、「後代ノ室」「前図の原文と同文であって、 財紙朱書はなくとも、「後代ノ室」「前

13) 『新編国歌大観』CDIROM版Ver.2の

「解題」(上野洋

- るのによる。「仙洞」は霊元院、「新院」(一八一〇)は後西院にあたる。」とあ三・大谷俊太・久保田啓二)に「書中の「今上」は中御門天皇、
- 、4。 し花の盛すごさで」、詠者を「道晃」(聖護院道晃法親王)として(4)この歌は『新明題和歌集』では題を「見花思友」、下句「とへか)
- 15) 「当」から「拝」までは布地の破損、劣化のため判読不能。「目いる。

録」によって補った。

- ディア・デジューー(『弗化寺の歴史と文化》)こ、連庸上人の「引の「乳の一角でのでは、「『非本願字系親鸞伝』の成立―佛光寺本『伝絵』のメら、養子との説もある)」とし、また二條光平の実子になったことら(養子との説もある)」とし、また二條光平の実子になったこと皇」の項に、同上人につき「讃州高松従四位松平頼重の猶子となら、随如上人が松平頼重の養子となったことについては「後水尾天
- は、本山佛光寺所蔵『善信聖人親鸞伝絵』をさす。は『佛光寺絵詞伝著聞鈔』(延宝六年(一六七八)刊)、「佛光寺本」は『佛光寺絵詞伝著聞鈔』(延宝六年(一六七八)刊)、「佛光寺本『白代』の東京・デビュー」(『佛光寺の歴史と文化』)に、随庸上人の「開ディア・デビュー」(『佛光寺の歴史と文化』)に、随庸上人の「開い、「神光寺本』「「非本願字系親鸞伝」の成立――佛光寺本『伝絵』のメリー

は土佐家に描かせて佛光寺に与えた。後水尾院はこのことをからざるところがあったため、自ら筆を下して書き直し、絵が親鸞の生涯を描いた二巻の絵詞を見たが、文章や絵に正したという(写本献上の年月日は不明)。 (二九三頁)たという(写本献上の年月日は不明)。 (二九三頁)たという(写本献上の年月日は不明)。 (二九三頁)にという(写本献上の年月日は不明)。 (二九三頁)にという(写本献上の年月日は不明)。

ような記述もある。

は、後水尾院・後西院宸筆和歌の下賜に関する次のまた同論文には、後水尾院・後西院宸筆和歌の下賜に関する次の上するよう院宣を下したという。

「二九五頁)上するよう院宣を下したという。

佛光寺には後水尾院・後西院の墨跡が蔵されているが、今回の佛光寺には後水尾院・後西院の墨跡や詠草のほか、後水尾院筆六字名号と後西院筆九字・十字名号を下賜された際の文書と、実際に六字・九字・十字の各名号が蔵されていることが判明した。名字・九字・十字の各名号が蔵されていることが判明した。名字・九字・十字の各名号が蔵されていることが判明した。名字・元字・十字の名が記されているわけではないが、佛光寺派の日曜に両院の名が記されているわけではないが、佛光寺派の日曜が貞享四年(一六八七)に刊行した『善信聖人報恩抄』へ名号、十字の名号被遊被下、三幅対ニイタシ、是モ光薗院ニノ名号、十字の名号被遊被下、三幅対ニイタシ、是モ光薗院ニアリ」とあることからしても、これを指すと見てよい。

(二九六頁)

そして、これについての注に、次のようにある。

ここでも後水尾院、後西院の名号と和歌との両方がそろっている 門九字十字之名号被 渋谷有教編『佛光寺辞典』 な/いく千世をつまんしるしに老らくも春は若菜の名にやあ 箱蓋上書に「後水尾院御宸翰/若菜御製」とある)は「わか はしまたる、ほと、きすかな」、P―19「後水尾天皇宸翰」(木 不可過之也。/三月八日 尾院宸筆六字名号、先日偏 新院叡覧処殊勝思召、 院資料番号北—H—41、北—A—5—1、光薗院資料番号P 2 -4「後西院詠草」は「たちはなのかけふむ道を過やらてし 3 4 19 29 宸筆条可有頂戴候、誠一宗幸其院至宝 32、34。P-2に「内々願之 (花押) (本山佛光寺、一九八四年)。長件 /光源寺秀旭」とある。P 如願其宗

光寺、佛光寺派門主、佛光寺末寺の名は見えない。
『歴世略伝』『佛光寺辞典』にいう隋庸上人への下賜とどのような『歴世略伝』『佛光寺辞典』にいう隋庸上人への下賜とどのような『歴世略伝』『佛光寺辞典』にいう隋庸上人への下賜とどのような『歴世略伝』『佛光寺辞典』にいう隋庸上人への下賜とどのような『歴世略伝』『佛光寺辞典』にいう隋庸上人への下賜とどのような『歴世略伝』『佛光寺辞典』にいう隋庸上人への下賜とどのような『歴世略伝』『佛光寺辞典』にいう隋庸上人への下賜とどのような『歴世略伝』『佛光寺辞典』にいう隋庸上人への下賜とどのような『歴世略伝』『佛光寺派門主、佛光寺末寺の名は見えない。

- (18) 注2の『しんらん記』参照。
- 木輔綱は実在を確認できない。 原氏関白太政大臣尚通女」と訂正、妻は原文「朽木伊予守舗綱」とし、「舗」を貼紙・朱書で「輔」と訂正している。朽木舗綱は福とし、「舗」を貼紙・朱書で「輔」と訂正している。朽木舗綱は福大輔綱は実在を確認できない。
- 侍りける時、月五十首歌よみ侍りけるによめる」ほか。)『新勅撰集』巻四・秋歌上二六一、詞書「後京極摂政、左大将に
- (21) 湯浅良美編『増補日本暦日便覧』下(汲古書院 平成二年二月
- この件は『徳川実紀』に記載されている。所 平成九年四月)による。同書に「徳川実紀」とあるとおり、(22) 佛光寺教学資料編集委員会編『佛光寺年表』(真宗佛光寺派宗務
- | 三月)による。| | 三月)による。| | 三月)による。| | 三月)による。| 三月)による。| 三月)による。| 三月)による。| 三月)による。| 三月)による。| 三月)による。| 三月)による。
- (25) 『歴世略伝』、同系図、『佛光寺辞典』

(24) 徳川実紀研究会編

『徳川実紀索引

人名篇』(吉川弘文館

__

〇三年六月

26) 夏の歌と言えなくもない。また、三九番歌「ふるさとのゆが、「夏も又まつよたひく、過るゆふ立」とあるので夏の歌といっが、「夏も又まつよたひく、過るゆふ立」とあるので夏の歌といっな)夏の歌としては二七番歌がある。歌意は私には理解しきれない

ことに注目されるが、長性院、光薗院への名号、

和歌の下賜が、

り羈旅の歌というべきであろう。「神無月の比」とあって、明らかに冬に詠まれた歌であるが、やは

めもまくらにほどちかきたびねながらにむすび侘らん」は、詞書に

の項に影印が掲示されている。(27)随庸上人花押写。随応上人の花押は『佛光寺辞典』の「花押」

付記

ある。 (課題番号21520191) による研究成果の一部で費補助金(課題名「浄土真宗と和歌―佛光寺派と桂園派の関係を中を賜った。記して深謝する。なお、本稿は平成二十四年度科学研究心として―」、課題番号21520191) による研究成果の閲覧・掲載につき、澁谷恵照門主と御家族より格別の御厚意